

JR東労組盛岡

No. 45
2021年11月12日
東日本旅客鉄道
労働組合
盛岡地方本部

〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号
発行人 佐々木克之
編集人 情宣部
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157
JR 033-2238・2239 FAX 033-2230

本日提出! 申15号 組合員の現実と声を第一とし、組合員と家族の生活を守るための『2021年度年末手当等に関する』緊急申し入れ

JR東労組申14号「2021年度年末手当等に関する申し入れ」について、2回の団体交渉を経て、11月11日の第3回団体交渉において「基準内賃金の2.0ヶ月分」とする会社回答が示されました。この低額回答は、私たちの要求とは大きくかけ離れた回答であり、到底納得できるものではありません。この回答の判断をした会社経営陣に対して、団体交渉で訴えてきた組合員の悲痛な叫びが否定され踏みにじられたとの想いです。第3回団体交渉における会社回答では①職場の苦勞と努力に報いた回答ではないこと②生活実感に重きを置いた回答ではないこと③昨年の2.2ヶ月から2.0ヶ月に削減されることが理解できないこと④期末手当削減ありきの姿勢ではないかということなどの多くの問題点があると認識しています。約2年にわたるコロナ禍において、全ての組合員は苦勞と努力をしています。黒字化を目指し、健全な会社経営に向けた増収やコストダウンを担うとともに、矢継ぎ早に進む施策に対しても真正面から議論をつくり出してきました。また、多くの組合員の生活レベルの低下に伴い、生活することにも苦勞しているとの声は今もなお中央本部に届いています。しかし、団体交渉で会社は、組合員の生活実感と労働実感について「受け止めた」としつつも、回答内容もさることながら、「回答書」にさえ具体的に記載することがない姿勢は、組合員の苦勞と努力に報いた回答とは言えません。また、第2四半期決算の状況も議論し、労使間において認識を合わせてきましたが、昨年に比べ運輸収入を増加させてきたのは、職場で苦勞と努力を重ねる組合員の力によるものです。にもかかわらず、JR東日本発足以来、最低の年末手当が回答され年間支給月数も過去最低となったことは全く理解できません。したがって、組合員の現実と声を第一とし、組合員と家族の生活を守るために、2021年度年末手当等について下記の通り緊急に再度申し入れますので、会社側の真摯かつ速やかな回答を要請し、本日申し入れました。

1.変革 2027 を担う人材の流出を防止する観点から、組合員・社員のモチベーションの維持・向上は経営課題であることを認識し、組合員・社員の努力と生活実感に重きを置いた会社経営により、魅力ある JR東日本会社とするため、以下の内容を実施すること。

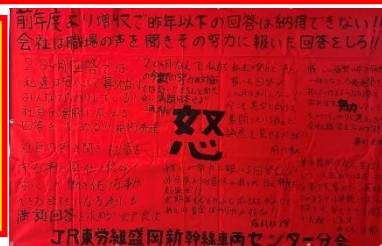
- ①申14号「2021年度年末手当に関する申し入れ」に対する「基準額は、基準内賃金の2.0ヶ月分とする。」との回答を撤回し、2021年度年末手当を基準内賃金の2.7ヶ月分とすること
- ②新型コロナウイルス感染症対応に対する特別手当として、全従業員(出向者含む)対象に一律5万円を支援すること。
- ③回答については、2021年11月17日までとすること。

再申し入れの団体交渉に向けて皆さんの怒りの声を

JR東労組へ届けてください!

緊急申し入れ交渉

11月15日(月)開催決定!



組合員と家族の生活を
守るため 共に
たたか おう!

